



一時金特化型!!
日帰り入院でも
入院給付金にプラスして

最大 **20**万円
受け取れます
さらに退院後の通院に
3万円 **NEW**
を上乗せ保障

がんの保障も追加できる

電話で入れる
医療保険

UCSあんしんON

・先進医療特約
・がん特約
・入院一時金特約
・通院一時金特約
無配当団体医療保険

お申し込み・
お問い合わせは
UCS保険案内デスク

0120-844-635

受付時間
12:00 ~ 21:00
(水曜日、年末年始等を除く)

アピタ・ピアゴ、ドン・キホーテ店舗およびUCS保険ショップではお問い合わせをお受けできませんので必ず上記専用ダイヤルまでお問い合わせください。

過去2年以内の入院がなければ、高血圧症、インスリン治療を伴わない糖尿病等の

**病気治療中でも
お引き受けできる場合がございます。**

お引き受けの場合は、割増保険料はございません。

*45歳~49歳女性 入院一時金5万円プランの場合 月払保険料2,850円の年間保険料総額を365日で日割計算したものです。
先進医療特約、入院一時金特約および通院一時金特約の保険料を含んでおりますが、がん特約の保険料は含まれておりません。

保険料は1日あたり

約 **94**円*

病気やけがによる日帰り入院から入院を保障!

入院給付金日額5,000円をお支払いいたします。

日帰り入院(0泊1日)から1回の入院60日、通算1,000日まで入院給付金をお支払いいたします。

※日帰り入院(0泊1日)とは、医療法に定める患者を入院させるための施設を有する病院または診療所での入院を対象とし、入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料のお支払いがある場合などをいいます。

+ ニーズに合わせて選べる一時金!!

20 万円	15 万円
10 万円	5 万円

入院を開始した時にお支払いする一時金は20万円、15万円、10万円、5万円から選択できます。お見舞い返しや、差額ベッド代等に充てることが可能!

+

NEW

**退院後の通院にも
一時金で追加保障!**

3万円

退院日の翌日以後 180 日の期間
(通院期間)内における通院を
保障いたします。

先進医療に係る技術料を
通算2,000万円まで保障

※歯科治療を除きます。
※1回の支払限度額は500万円です。

さらに見舞金として先進医療給付金の
10%を一時金でお支払いいたします。

**面倒な書類や医師の診査は
不要**

※詳しくは告知事項をご確認ください。

■月払保険料表 ※主契約(入院給付金日額5,000円)、通院一時金特約(通院一時金額3万円)および先進医療特約の保険料を含んでおりますが、がん特約の保険料は含まれておりません。

●更新時に更新後の保険料率が適用され、保険料が変更されることがあります。

●既に朝日生命の先進医療特約にご加入の場合、先進医療特約は付加せずにお申し込みください。この場合、保険料は下表の金額から先進医療特約の保険料(87円)を差し引いた金額となります。

女性				年 齢	男性			
合算保険料					合算保険料			
入院一時金額					入院一時金額			
5万円 プラン	10万円 プラン	15万円 プラン	20万円 プラン		5万円 プラン	10万円 プラン	15万円 プラン	20万円 プラン
1,663円	2,098円	2,533円	2,968円	20~24歳	1,360円	1,720円	2,080円	2,440円
2,185円	2,855円	3,525円	4,195円	25~29歳	1,539円	1,894円	2,249円	2,604円
2,473円	3,208円	3,943円	4,678円	30~34歳	1,865円	2,320円	2,775円	3,230円
2,296円	2,876円	3,456円	4,036円	35~39歳	2,167円	2,607円	3,047円	3,487円
2,402円	2,957円	3,512円	4,067円	40~44歳	2,685円	3,235円	3,785円	4,335円
2,850円	3,500円	4,150円	4,800円	45~49歳	2,631円	3,246円	3,861円	4,476円
2,665円	3,240円	3,815円	4,390円	50~54歳	3,621円	4,351円	5,081円	5,811円
3,359円	4,109円	4,859円	5,609円	55~59歳	4,367円	5,342円	6,317円	7,292円
4,056円	4,816円	5,576円	6,336円	60~64歳	5,440円	6,580円	7,720円	8,860円
5,160円	6,170円	7,180円	8,190円	65~69歳	6,993円	8,378円	9,763円	11,148円

**入院一時金
20万円プランの場合の
お受け取り例**

病気で日帰り入院をして、
退院後に1日通院した場合

【お受け取り金額】

23万5,000円

(内訳)
入院給付金 5,000円
入院一時金 20万円
通院一時金 3万円

特約でがん保障をプラス

十充実保障を準備

追加保障

がんで入院した場合、1日につき5,000円保障します。

1回の入院60日、通算1,000日までがん入院給付金をお支払いいたします。

追加保障

がんと診断された場合、1回につき最大100万円保障します。

1年に1回を限度に何度でも受け取れます。

がん特約の責任開始の日は、この特約の加入日から加入日を含めて3か月を経過した日の翌日となります。

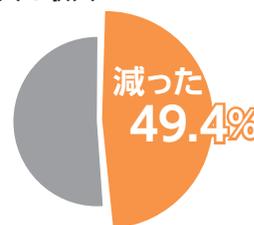
☑ **がんと診断される人の割合(年齢別)**

	男性	女性
～39歳	1.2%	2.2%
～49歳	2.7%	6.0%
～59歳	7.2%	11.8%
～69歳	19.8%	20.1%
生涯	62.1%	48.9%

おおよそ
2人に1人が
一生のうちに
がんと診断

公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計2025」
累積がん罹患・死亡リスク 年齢階級別罹患リスク
(2020年罹患・死亡データに基づく) 全がん

☑ **がんにかかってしまった場合の個人の収入**



東京都福祉保健局「がん患者の就労等に関する実態調査」(平成31年3月)

■がん特約(がん入院給付金+がん診断給付金)月払保険料表

※がん入院給付金日額は5,000円の設定です。

がん診断給付金 50万円プラン		年 齢	がん診断給付金 100万円プラン	
女性	男性		女性	男性
230円	275円	20-24歳	425円	490円
230円	275円	25-29歳	425円	490円
550円	325円	30-34歳	1,025円	585円
895円	360円	35-39歳	1,685円	645円
1,535円	665円	40-44歳	2,885円	1,215円
1,785円	1,015円	45-49歳	3,355円	1,855円
1,895円	1,770円	50-54歳	3,530円	3,240円
2,485円	2,930円	55-59歳	4,645円	5,395円
2,980円	5,040円	60-64歳	5,560円	9,360円
3,205円	6,095円	65-69歳	5,910円	11,310円

保険料例

50～54歳 女性 の場合

入院給付金日額 5,000円

入院一時金 10万円

通院一時金 3万円

がん入院給付金 5,000円

がん診断給付金 50万円

合計保険料 5,135円

20～24歳 男性 の場合

入院給付金日額 5,000円

入院一時金 20万円

通院一時金 3万円

がん入院給付金 5,000円

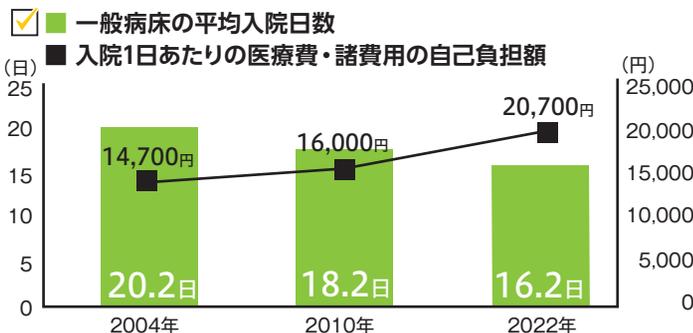
がん診断給付金 100万円

合計保険料 2,930円

更新時に更新後の保険料率が適用され、保険料が変更されることがあります。がん保障のみのご加入はできません。

参考

入院日数は短期化にあり、
入院1日あたりの自己負担額は増加傾向に



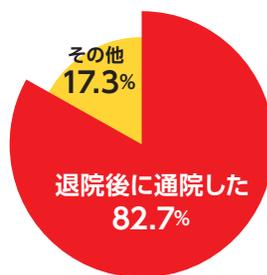
平均入院日数：厚生労働省「病院報告」(平成16年度・平成22年度・令和4年度)

自己負担額：(公財)生命保険文化センター「生活保障に関する調査」

(平成16年度・平成22年度・令和4年度)

※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品代などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

☑ 退院後に通院する割合



約8割の方が
退院後に通院

厚生労働省「令和5年 患者調査」

割合を求めた分母となる総数から「他の病院・診療所に入院」の数を除いて朝日生命で試算。

特に重要なお知らせ【契約情報】

お申し込みの前に必ずお読みください。

商品名:無配当団体医療保険(先進医療特約・がん特約・入院一時金特約・通院一時金特約)

ここでは、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認・ご注意いただきたい事項【契約情報】を記載しております。内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

- この保険は、株式会社UCSを保険契約者、朝日生命を引受保険会社として運営する無配当団体医療保険(先進医療特約・がん特約・入院一時金特約・通院一時金特約)です。
- お申し込みいただける方は、株式会社UCSのカード会員ご本人で、かつ、20歳以上69歳以下の方です。ただし、カードをご解約された場合やカードのご利用状況によっては、ご加入いただけない場合があります。
- 保障の内容は、次のとおりです。死亡、手術等の保障はありません。各特約の記載内容は、ご加入された保険に付加されている特約のみが適用されます【注1】。

	給付金等の種類	お支払事由	注意事項
無配当団体医療保険(主契約)	入院給付金【注2】	病気やけがで1日以上入院のとき(帰帰入院[0泊1日]を含む)	1回の入院【注3】につき60日限度で、通算では1,000日限度
無配当団体医療保険用入院一時金特約	入院一時金【注2】	主契約の入院給付金が支払われる入院を開始したとき	1回の入院【注3】につき1回、通算では30日限度
無配当団体医療保険用通院一時金特約	通院一時金【注2】	主契約の入院給付金が支払われる入院をし、その入院の原因となった傷病の治療を目的とする通院を開始したとき	1回の通院期間【注4】につき1回、通算では30日限度【注5】【注6】
無配当団体医療保険用先進医療特約	先進医療給付金【注2】	先進医療【注7】による療養を受けたとき(歯科、口腔外科、矯正歯科、小児歯科は除く)	技術料と同額を保障1回の療養につき500万円限度で、通算では2,000万円限度
	先進医療見舞金	先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	支払われる金額は、先進医療給付金の10%
無配当団体医療保険用がん特約	がん入院給付金	がんで1日以上入院のとき	1回の入院【注3】につき60日限度で、通算では1,000日限度
	がん診断給付金	がんと診断確定されたとき	1年に1回限度の複数回支払【注8】

- 給付金等の受取人は被保険者ご本人となります。ただし、無配当団体医療保険用代理請求特約により、被保険者に請求意思能力がないとき、または病名告知を受けていないとき等に、所定の代理請求人が被保険者(受取人)にかわって給付金等を請求することができます。
- 朝日生命がご加入を承諾した場合、朝日生命は所定の「加入日」(責任開始の日)からご契約上の責任を負います。加入日はお申し込みいただく時期により異なりますので、お電話でご説明します【注9】。また、保険期間は毎年1月1日から12月末日までの1年間【注9】で、特段のお申し出がなければ毎年の更新日(1月1日)に自動更新となり、満79歳まで更新できます(満80歳で迎える更新日は更新はできません)。なお、お電話で加入勧奨させていただく担当者(コールセンター担当者)には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

- がん特約の責任開始の日は、この特約の加入日から加入日を含めて3か月を経過した日の翌日となります。また、がん特約の責任開始の日より前にがんと診断確定されていた場合(被保険者がその事実を知らない場合も含みます)には、がん特約は無効となり、がん入院給付金、がん診断給付金はお支払いしません。
- 保険料は毎年の更新日現在の被保険者の満年齢および性別に基づき算出し、5歳刻みの年齢ごとに変更【注9】【注10】となります。更新時には更新後の保険料率が適用され、今後変動することがあります。また、代理請求特約の保険料は不要です。なお、がん特約の保険料はこの特約への加入後4月目からお支払いいただきますので、加入月から3か月間の不担保期間中は保険料をお支払いいただく必要はありません。保険料のお支払方法等についてはこのホームページの「月払保険料表」と「保険料とお支払方法」をご確認ください。
- 朝日生命の無配当団体医療保険および先進医療特約の加入は同一被保険者について1件限りとなります。既に無配当団体医療保険にご加入の場合、この保険にはご加入いただけません。また、既に先進医療特約にご加入の場合、先進医療特約を付加してこの保険にお申し込みできません。
- この保険には配当金はありません。
- 脱退をお申し出いただいた場合は、お申し出をいただいた月の末日で脱退となります。また、カードをご解約された場合や、カードのご利用状況によりカードが無効となった場合等は、脱退となります。なお、脱退による返戻金はありません。

- 【注1】 この保険や各特約のお支払事由や内容についての詳細は、ご加入承諾後にお送りする「被保険者のしおり」をご確認ください。
- 【注2】 加入日(責任開始の日)以後の傷害または疾病を直接の原因とするものが対象です。
- 【注3】 入院給付金(がん入院給付金を含む、以下同じ)のお支払対象となる入院を2回以上し、それぞれの入院の原因となった傷害または疾病(がん入院給付金の場合は原因となったがん)が同一か医学上密接な関係がある場合は、1回の入院とみなし、入院給付金・入院一時金をお支払いします。ただし、退院日の翌日から180日を超えて開始した入院は新たな入院とみなし、入院給付金・入院一時金をお支払いします。
- 【注4】 通院期間とは、主契約の入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日以後180日の期間をいいます。
- 【注5】 主契約の入院給付金が支払われる入院日に通院一時金の支払事由に該当する通院をしたときは、その入院日の通院に対する通院一時金は支払いません。
- 【注6】 次の場合、1回の通院をしたものとみなします。
① 同一の日に2回以上の通院をしたとき
② 2つ以上の事由の治療を目的とする1回の通院をしたとき
- 【注7】 お支払対象となる先進医療は、療養を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院・診療所にて行われるものに限る)をいいます。
- 【注8】 がん診断給付金は、最終のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から、その日を含めて1年以内に新たながんの診断確定を受けた場合にはお支払いしません。
- 【注9】 加入日(責任開始の日)、保険期間および保険料変更時期についての詳細は、ご加入承諾後にお送りする「ご加入内容確認書」をご確認ください。
- 【注10】 最初に保険料が変更となる時期は必ずしも加入日から5年後とはなりません。ご加入時の満年齢によっては1年未満で変更となることがあり、最短では次回更新日(加入日以後、最初に迎える1月1日)に変更となる場合があります。

告知に関する重要事項

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、ご加入のお申し込みにあたって、朝日生命がお尋ねすることについて、ありのままを正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知をお受けできる権利(告知受領権)は、朝日生命が有しております。コールセンター担当者には告知をお受けできる権利はありません。
- 傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引き受けすることがありますので、ありのままを正確にもれなく告知してください。なお、その内容によってはお引き受けできないこともあります。
- 故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあり、給付金等が支払われない場合があります。また、既に払い込まれた保険料については、返金されません。

ご契約にあたっての重要事項

- この保険のご加入のお申し込みにはクーリング・オフの適用はございませんが、加入申込後一定の期間お申し込みをお取り下げいただける期間を設けております。詳しくは「ご加入内容確認書」をご確認願います。
- 現在ご契約中の保険契約を解約、減額されることを前提にお申し込みされる場合は、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となることや、告知内容によってはご加入できないことがある等、不利益となる可能性があることにご注意ください。
- 次のような場合には、給付金等をお支払いできないことがあります。
 - ・免責事由(被保険者が次のいずれかによって支払事由に該当したとき)
 - ・保険契約者、被保険者、受取人の故意の場合
 - ・戦争その他の変乱の場合 等
 - ・加入日前の疾病や不慮の事故
 - ・加入日前の、疾病や不慮の事故を原因とする場合
 - ・告知義務違反
 - ・被保険者から告知していただいた内容が事実と相違し、その被保険者の部分が解除された場合
 - ・詐欺による取り消し・不法取得目的による無効
 - ・保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が取り消しとされた場合、または、保険契約者または被保険者に給付金等の不法取得目的があつて、保険契約の全部またはその被保険者の部分が無効とされた場合
 - ・重大事由解除
 - ・被保険者から告知していただいた内容が事実と相違し、その被保険者の部分が解除された場合
 - ・詐欺による取り消し・不法取得目的による無効
 - ・保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が取り消しとされた場合、または、保険契約者または被保険者に給付金等の不法取得目的があつて、保険契約の全部またはその被保険者の部分が無効とされた場合
- 給付金等のご請求手続きは、直接朝日生命におこなっていただけます。給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があるとと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についてもすみやかに朝日生命へお申し出ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、ご加入承諾後にお送りする「被保険者のしおり」にも記載しておりますので併せてご確認ください。
- お支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、複数の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに、朝日生命へお申し出ください。
- この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは受け付けておりません)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)なお、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経た上で、ご加入にあたってお約束した給付金額等が削減されることがあります。朝日生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、その場合でもご加入時の給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせ下さい。[生命保険契約者保護機構] Tel 03-3286-2820
- お申し込み・お問い合わせは下記アドレス<https://www.seihohogo.jp/> ホームページアドレス<https://www.seihohogo.jp/> UCS保険案内デスク 0120-844-635 受付時間 12:00~21:00(水曜日、年末年始等を除く)

保険料とお支払方法

■加入日（責任開始の日）と保険料お支払時期について（例）



※初回保険料は、加入日の属する月の翌月の10日（金融機関休業日の場合翌営業日）に通常のカードご利用代金とともにお支払いいただきます。

■保険料は男女別で5歳刻みの年齢ごとに変更となりますので、最長で5年、最短で次回更新時（加入日以後最初に迎える1月1日）に変更となります。

■保険料はカードのご利用代金として、毎月お支払いいただきます。

お申し込みについて

■上記UCS保険案内デスクにご連絡ください。この保険のお申し込みについてご案内させていただきます。お申し込みの際はお送りするDMを必ずご確認ください。

■お申し込みにあたっては以下の告知をお電話で行っていただきますが、告知いただいた内容によっては書面での告知をお願いすることがありますのでお含みおきください。

■カードをご退会された場合やカードのご利用状況によっては、お申し込みいただけない場合がありますのであらかじめご了承ください。また、この保険の加入後にカードを解約された場合、この保険からも脱退となりますのでご注意ください。

告知事項《ご加入前にご確認いただきたい重要な事項》

お申し込みにあたり、下記の告知事項についてお電話でお尋ねしますので、ありのままを正確にもれなくお答えください。ただし、告知事項のいずれかに該当した場合には、別途書面等での告知をお願いすることになります。
※必ず下記の【告知事項で使われている言葉について】をお読みいただき、ご理解のうえお答えください。

1. 健康状態について

- ▶①過去5年以内に、病気で手術もしくは放射線治療を受けたことまたは7日間以上にわたり医師による診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。
- ▶②過去2年以内に、7日間以上にわたり医師による診察・検査・治療・投薬を受けて、その結果、入院、手術もしくは放射線治療の説明を受けたことがありますか。

●がん特約を付加する場合には下記③④の告知事項も必要となります。

- ▶③今までに、がん（悪性新生物、肉腫、白血病、上皮内がんを含みます）にかかったことがありますか。
- ▶④過去2年以内に受けた健康診断・人間ドックの結果票上で、検査（便潜血、X線、超音波、腫瘍マーカー、細胞診）の異常（要再検査・要精密検査・要治療を含みます）を指摘されたことがありますか。（※）

※検査の異常には、要経過観察を含まず、また、再検査・精密検査の結果、異常がなかった場合を除きます。

2. 職業について

▶以下の職業に従事されている方はお申し込みをお受けできません。

- 競輪・競艇選手
- ボクサー
- テストドライバー
- 騎手
- レスラー
- テストパイロット
- オートレース選手
- 曲芸師

お客様情報に関するお取り扱いについて

この保険の運営にあたっては、株式会社UCSは、引受保険会社である朝日生命へ保険契約上必要な範囲内で、会員の個人情報（健康状態等を含む）を提出いたします。また、朝日生命は、下記目的の範囲内で、取得した個人情報を利用し、あるいは、株式会社UCSおよび再保険会社に提供することがあります。 ●各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ●関連会社・提携会社を含む各種保険商品・金融商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 ●生命保険会社業務の情報提供・運営管理、市場調査、商品・サービスの開発・研究 ●引受リスクの分散

【告知事項で使われている言葉について】

■「7日間以上にわたり」について

- ・1つの病気やけがで初診から終診まで、医師の管理下にあった期間が7日間以上となることをいいます。（実診療日数ではありません。）例えば、初診と終診の2回の通院であっても、その間が7日間以上である場合や、初診のみの通院であっても7日以上を処方された場合には、「7日間以上にわたり」に該当します。

■「医師による診察・検査・治療・投薬」について

- ・歯科医師や柔道整復師によるもの、また、接骨院での治療は含みません。
- ・「検査」には「健康診断」や「人間ドック」は含みません。
- ・「投薬」には医師に処方された薬（風邪薬、胃腸薬、漢方薬等）を含みますが、医師に処方されたものでない市販の薬（風邪薬、胃腸薬、漢方薬等）は含みません。

■「入院」、「手術」について

- ・「入院」とは、病気やけがによる入院、あるいは検査のための入院のことをいいます。なお、「入院」には「日帰り入院」、「糖尿病による教育入院」、「異常妊娠や異常分娩による入院」、「切迫早産や切迫流産による入院」を含みますが、「正常分娩による入院」や「健康診断や人間ドックのための入院」は含みません。
- ・「手術」には「内視鏡下手術」、「血管カテーテル手術」、「帝王切開術」、「レーザー光線による手術」および「日帰り手術」を含みます。

※告知いただく必要のない病気について

次にあげる病気については、医師の「診察・検査・治療・投薬」があった場合でも入院または手術を受けたことがなければ、告知いただく必要はありません。

- 花粉症、結膜炎、アレルギー性鼻炎、かぜ、インフルエンザ、虫歯、水虫、たむし

■差出人／保険契約者 株式会社UCS

■引受保険会社／朝日生命保険相互会社

取扱募集人/株式会社フィナンシャル・エージェンシー